

講義録レポート

講義録コード 06-14-9-101-12

講 座	社会保険労務士	テーマ	「基本と過去問で理解を深める勉強法」 ～これからの実践的な勉強に向けて～
目標年	2014年合格目標		
コース	直前対策プレセミナー	回 数	1 回
用 途	☒ 個別DVD ☐ 集合ビデオ ☐ DVD通信 ☐ WEB通信 ☐ DL通信 ☐ WEB+DL通信 ☐ 資料通信		

講師名	岡根 一雄 先生	講義録 枚数	/ 枚 ※レポート 含まず
		配布 レジュメ	/5 枚

配布教材	
備考	

社 労 士 講義録

科目 基本と過去問で
理解を深める勉強法

コース 直前対策7レシター

回数 1

配布物

★ミニテスト：あり [] なし

★実力テスト：あり [] なし

◇配布物なし

★答 練：問題用紙・解答用紙・解答解説

★その他のレジュメ []

講師

岡根

先生

テキスト
ページ

黒 板 内 容

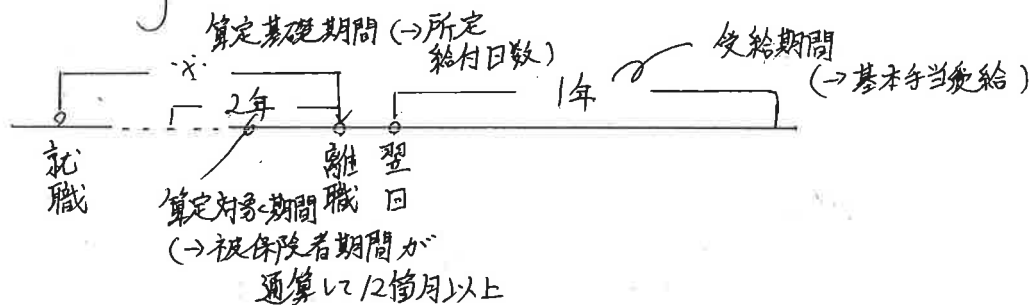
P.3

- A × ①② 含まれない ①② → 59 労働者
 B ○ ③ OK
 C ○ ④ ⑤
 D ○ 過半数代表者の意見 → 意見書添付
 同意・協議は不要
 E ? 周知方法 by 労基法 106 条
 則 52 条の 2
 cf. 実質的周知
 労契法

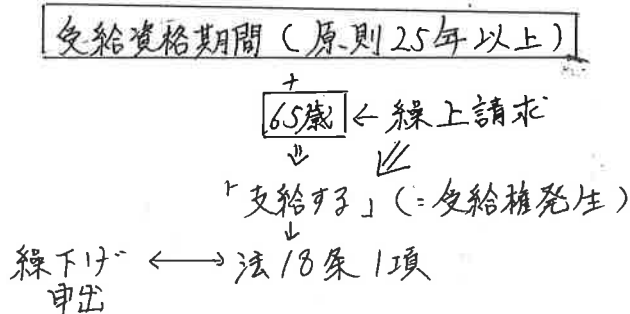
P.6



P.7



P.10

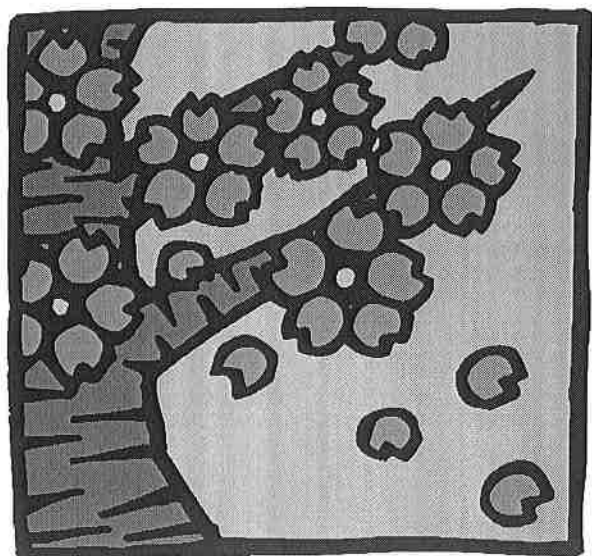
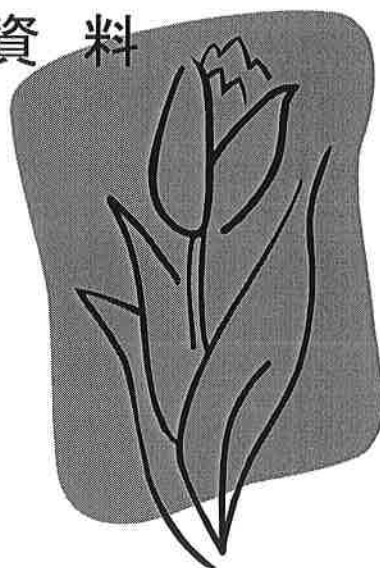


2014 年合格目標

直 前 対 策

フシセミナー

配 布 資 料



- 3/21 (金) 渋谷校
- ◇ 3/23 (日) 梅田校
- 4/20 (日) 名古屋校
- ◇ 4/26 (土) 水道橋校

TAC社会保険労務士講座

064-0979-1006-17

労働基準法及び労働安全衛生法

〔選択式〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 最高裁判所は、労働基準法第41条第2号に定めるいわゆる管理監督者に該当する労働者が、使用者に、同法第37条第3項〔現行同条第4項〕に基づく深夜割増賃金を請求することができるかという点をめぐって、次のように判示した。

「労基法〔労働基準法〕における労働時間に関する規定の多くは、その A に関する規制について定めており、同法37条1項は、使用者が労働時間を延長した場合においては、延長された時間の労働について所定の割増賃金を支払わなければならないことなどを規定している。他方、同条3項は、使用者が原則として B の間において労働させた場合においては、その時間の労働について所定の割増賃金を支払わなければならない旨を規定するが、同項は、労働が1日のうちのどのような時間帯に行われるかに着目して深夜労働に関し一定の規制をする点で、労働時間に関する労基法中の他の規定とはその趣旨目的を異にすると解される。

また、労基法41条は、同法第4章、第6章及び第6章の2で定める労働時間、休憩及び休日に関する規定は、同条各号の一に該当する労働者については適用しないとし、これに該当する労働者として、同条2号は管理監督者等を、同条1号は同法別表第1第6号（林業を除く。）又は第7号に掲げる事業に従事する者を定めている。一方、同法第6章中の規定であって年少者に係る深夜業の規制について定める61条をみると、同条4項は、上記各事業については同条1項ないし3項の深夜業の規制に関する規定を

C 旨別途規定している。こうした定めは、同法41条にいう「労働時間、休憩及び休日に関する規定」には、深夜業の規制に関する規定は含まれていないことを前提とするものと解される。

以上によれば、労基法41条2号の規定によって同法37条3項の適用が除外されることはなく、管理監督者に該当する労働者は同項に基づく深夜割増賃金を請求することができるものと解するのが相当である。」

- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断に関し、常時50人以上の労働者を使用する事業者は、 D を行ったときは、遅滞なく、所定の様式による結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

3 労働安全衛生規則第7条第1項第6号は、常時500人を超える労働者を使用する事業場で、坑内労働、多量の高熱物体を取り扱う業務、著しく暑熱な場所における業務、ラジウム放射線、エックス線その他の有害放射線にさらされる業務、土石、獣毛等のじんあい若しくは粉末を著しく飛散する場所における業務、異常気圧下における業務又は鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、塩酸、硝酸、亜硫酸、硫酸、一酸化炭素、二硫化炭素、青酸、ベンゼン、アニリン、その他これに準ずる有害物の粉じん、蒸気若しくはガスを発散する場所における業務に、「常時30人以上の労働者を従事させるものにあつては、衛生管理者のうち1人を E のうちから選任」しなければならない旨規定している。

選択肢

- | | |
|--|-----------------|
| ① 衛生工学衛生管理者免許を受けた者 | |
| ② 行政官庁の許可を受けた場合に限り適用する | |
| ③ 厚生労働省令で定める | ④ 午後10時から午前5時まで |
| ⑤ 午後10時から午前6時まで | ⑥ 午後11時から午前5時まで |
| ⑦ 午後11時から午前6時まで | ⑧ 時間帯 |
| ⑨ 第一種衛生管理者免許を受けた者 | |
| ⑩ 第二種衛生管理者免許を受けた者 | |
| ⑪ 適用する | ⑫ 適用しない |
| ⑬ 長さ | ⑭ 密度 |
| ⑮ 保健師免許を受けた者 | |
| ⑯ 労働安全衛生規則第43条の規定によるいわゆる雇入時の健康診断 | |
| ⑰ 労働安全衛生規則第44条の規定によるいわゆる定期健康診断 | |
| ⑱ 労働安全衛生規則第45条の2の規定によるいわゆる海外派遣労働者の健康診断 | |
| ⑲ 労働安全衛生規則第47条の規定によるいわゆる給食従業員の検便 | |
| ⑳ 割増 | |

[H25]

〔択一式〕

〔問 1〕 労働基準法に定める就業規則等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 常時10人以上の労働者を使用する使用者は就業規則を作成する義務を負うが、週の所定労働時間が20時間未満のパートタイム労働者は、この労働者数の算定には含まれない。
- B 使用者は、パートタイム労働者など当該事業場の労働者の一部について、他の労働者と異なる労働条件を定める場合には、当該一部の労働者にのみ適用される別個の就業規則を作成することもできる。
- C 使用者が就業規則に記載すべき事項には、いかなる場合であっても必ず記載しなければならない事項（いわゆる絶対的必要記載事項）と、その事項について定めをする場合には必ず記載しなければならない事項（いわゆる相対的必要記載事項）とがある。
- D 使用者は、就業規則の作成だけでなく、その変更についても、当該事業場に労働者の過半数で組織する労働組合がある場合にはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合には労働者の過半数を代表する者の意見を聴かなければならない。
- E 労働基準法第106条は、就業規則を労働者に周知する義務を定めているが、労働者全員が集まる集会の場で会社の人事担当責任者がその内容を口頭で詳しく説明するという方法をとっただけでは、この義務を果たしたものと認められない。

〔H21-3〕

労働者災害補償保険法

〔選択式〕〔1〕 次の各文中の の部分を選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

なお、以下において「労災保険」とは、「労働者災害補償保険」のことである。

- 1 労災保険では、保険給付として、業務災害に関する保険給付及び通勤災害に関する保険給付並びに A を行うほか、労災保険の適用事業に係る労働者及びその遺族の福祉の増進を図るための事業の一環として、保険給付の支給事由に応じた特別支給金の支給も行っている。
- 2 業務災害に関する保険給付（ B 及び介護補償給付を除く。）は、労働基準法に定める災害補償の事由又は船員法に規定する災害補償の事由（一定のものについては、労働基準法の災害補償の事由に相当する部分に限る）が生じた場合に、補償を受けるべき労働者若しくは遺族又は C に対し、その請求に基づいて行われる。
- 3 介護補償給付は、障害補償年金又は傷病補償年金を受ける権利を有する労働者が、その受ける権利を有する障害補償年金又は傷病補償年金の支給事由となる障害であって厚生労働省令で定める程度のものにより、
 D 介護を要する状態にあり、かつ、 D 介護を受けているときに、当該介護を受けている間（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設に入所して同法に規定する生活介護を受けている間、病院又は診療所に入院している間等を除く。）、
 E に対して、その請求に基づいて行われる。

— 選択肢 —

- | | | |
|---------------|---------------|-----------|
| ① 一次健康診断等給付 | ② 介護を行う者 | ③ 介護を行う親族 |
| ④ 健康管理給付 | ⑤ 厚生労働省令で定める | |
| ⑥ 厚生労働省令で定める者 | ⑦ 厚生労働大臣が定める者 | |
| ⑧ 三親等内の親族 | ⑨ 常 時 | ⑩ 常時又は随時 |
| ⑪ 常態として | ⑫ 傷病補償給付 | ⑬ 傷病補償年金 |
| ⑭ 葬祭料 | ⑮ 葬祭を行う者 | ⑯ 葬祭を行う親族 |
| ⑰ 当該労働者 | ⑱ 特別加入者給付 | |
| ⑲ 二次健康診断等給付 | ⑳ 予防健康診断等給付 | |

[H19]

〔択一式〕

〔問 1〕 次の記述のうち、正しいものはどれか。

なお、以下において、「労災保険法」とは「労働者災害補償保険法」のことであり、「労災保険」とは「労働者災害補償保険」のことである。

- A 試みの使用期間中で雇入れ後14日未満の者には、労災保険法は適用されない。
- B 派遣労働者は、派遣元事業主に雇用される労働者であるが、派遣先の指揮命令を受けて従事した労働によって生じた業務災害については、派遣先を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。
- C 労災保険の保険給付は、いずれも、その事由が生じた場合に、当該保険給付を受けることができる者からの請求に基づいて行われる。
- D 中小事業主及び一人親方等の特別加入者は、適用事業に使用される労働者とみなされ、労災保険のすべての保険給付が行われる。
- E 事業主が労災保険に係る保険関係の成立の届出をせず、保険料を納付していない場合であっても、その事業に使用される労働者が労災保険法第7条第1項に定める保険給付の受給を制限されることはない。この場合において、政府は、所定の価額の限度で、その保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を当該事業主から徴収することができることとされている。

〔H20-1〕

雇用保険法

〔選択式〕 次の文中の の部分を選択肢の中の最も適切な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について A が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の B を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 63歳で定年に達したことにより離職した受給資格者の場合、その離職に係る基本手当は、原則として、当該離職の日の翌日から起算して C の期間内における D について、所定給付日数に相当する日数分を限度として支給される。当該受給資格者が上記期間内に疾病により引き続き30日以上職業に就くことができず、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、 C に当該理由により職業に就くことができない日数が加算されるが、その加算された合計の期間が E を超えるときは、 E が上限となる。

なお、本問の受給資格者は雇用保険法第22条第2項に規定する「厚生労働省令で定める理由により就職が困難なもの」に当たらず、また、上記疾病については傷病手当の支給を受ける場合を除くものとする。

選択肢

- | | | | |
|----------------|---------------|----------|---------|
| ① 1年 | ② 1年と30日 | ③ 1年と60日 | ④ 1年6か月 |
| ⑤ 2年 | ⑥ 3年 | ⑦ 4年 | ⑧ 5年 |
| ⑨ 各 日 | ⑩ 求職活動を行った日 | | |
| ⑪ 幸福追求権の保障 | ⑫ 雇用の継続 | | |
| ⑬ 再就職 | ⑭ 失業している日 | | |
| ⑮ 職業生活と家庭生活の両立 | ⑯ 所定労働日に相応する日 | | |
| ⑰ 人的資源の活用 | ⑱ 生活及び雇用の安定 | | |
| ⑲ 人たるに値する生活の実現 | ⑳ 労働条 | | |

[H22]

〔択一式〕

〔問 1〕 雇用保険制度に関する次の記述のうち、正しいものはどれか。

- A 教育訓練給付に要する費用については、原則として、その8分の1を国庫が負担するものとされている。
- B 失業等給付は、求職者給付、教育訓練給付及び雇用継続給付の3つである。
- C 過去6か月以内に、雇用する被保険者を特定受給資格者となる理由により離職させた事業主は、その数が一定の基準を超える場合には、いわゆる雇用保険二事業（雇用安定事業及び能力開発事業）の対象から除外され、これらの事業による一切の助成金、奨励金等の支給を受けることができない。
- D 高年齢雇用継続給付は、賃金の減少分を補うものであり、賃金に準じる性格を有するので、所得税及び住民税の課税対象とされている。
- E 雇用保険法では、教育訓練給付対象者や、未支給の失業等給付の支給を請求する者に関しても、一定の行為について懲役刑又は罰金刑による罰則を設けている。

〔H22-7〕

国 民 年 金 法

〔選択式〕 次の文中の の部分を国民年金法に基づいて選択肢の中の適当な語句で埋め、完全な文章とせよ。

- 1 保険料納付済期間又は保険料免除期間（いわゆる「学生納付特例」又は「若年者納付猶予」の期間を除く。）を有する者であつて、 A であるもの（ B でないものに限るものとし、法附則第9条の2の2第1項に規定する老齢基礎年金の一部の支給繰上げの請求をすることができるものを除く。）は、当分の間、 C に達する前に、厚生労働大臣に老齢基礎年金の支給繰上げの請求をすることができる。ただし、当該請求があつた日の前日において、当該請求に係る者の保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たないときは、この限りでない。
- 2 老齢基礎年金の受給権を有する者であつて66歳に達する前に当該老齢基礎年金を請求していなかったものは、厚生労働大臣に当該老齢基礎年金の支給繰下げの申出をすることができる。ただし、その者が C に達したときに、他の年金給付（ D を除く。以下同じ。）若しくは被用者年金各法による年金たる給付（ E を支給事由とするものを除く。以下同じ。）の受給権者であつたとき、又は C に達した日から66歳に達した日までの間において他の年金給付若しくは被用者年金各法による年金たる給付の受給権者となつたときは、この限りでない。

選択肢

- | | | |
|-----------|-------------|--------------|
| ① 障 害 | ② 65歳 | ③ 第1号被保険者 |
| ④ 遺 族 | ⑤ 付加年金 | ⑥ 国民年金基金加入員 |
| ⑦ 脱退一時金 | ⑧ 受給権を取得した者 | ⑨ 60歳以上65歳未満 |
| ⑩ 66歳 | ⑪ 死亡又は障害 | ⑫ 特例適用者 |
| ⑬ 年金支給開始日 | ⑭ 60歳未満 | ⑮ 老齢又は退職 |
| ⑯ 寡婦年金 | ⑰ 59歳 | ⑱ 加給年金 |
| ⑲ 被扶養配偶者 | ⑳ 任意加入被保険者 | |

〔H21〕

労働基準法及び安全衛生法【解答】

〔選択式〕〔1〕（最二小平成21. 12. 28ことぶき事件、安衛則7条1項6号、安衛則52条）

- A (13) 長さ
- B (4) 午後10時から午前5時まで
- C (12) 適用しない
- D (17) 労働安全衛生規則第44条の規定によるいわゆる定期健康診断
- E (1) 衛生工学衛生管理者免許を受けた者

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 A 労働基準法9条、法89条1項。「労働者」とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で、賃金を支払われる者をいうから、週所定労働時間が20時間未満のパート労働者についても、就業規則の作成義務に係る「常時10人以上」の労働者数の算定に含まれる。

- B 労働基準法89条、平成11. 3. 31基発168号。設問の通り正しい。
- C 労働基準法89条。設問の通り正しい。
- D 労働基準法90条1項。設問の通り正しい。
- E 労働基準法106条、則52条の2。設問の通り正しい。周知の方法については、①常時各作業場の見やすい場所へ掲示し、又は備え付けること、②書面を労働者に交付すること、③磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずるものに記録し、かつ、各作業場に労働者が当該記録の内容を常時確認できる機器を設置すること、のいずれかの方法によるものと定められており、設問のように、口頭で詳しく説明するのみでは、周知義務を果たしているとはいえない。

労働者災害補償保険法【解答】

〔選択式〕〔1〕（労災法2条の2、7条1項、12条の8,2項、4項、21条、26条、29条1項、特支則1条）

- A (19) 二次健康診断等給付
- B (13) 傷病補償年金
- C (15) 葬祭を行う者
- D (10) 常時又は随時
- E (17) 当該労働者

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 E 労災保険法31条1項1号、2号。設問の通り正しい。

- A 労災保険法3条1項。設問の試みの使用期間中の者であっても、適用事業に使用される限り労災保険法は適用される。
- B 労災保険法3条1項。昭和61.6.30基発383号。派遣労働者については「派遣元」を労災保険の適用事業として保険給付が行われる。
- C 労災保険法12条の8,3項、法23条、労災保険法施行規則18条の2,1項、則18条の13,2項。傷病補償年金及び傷病年金については保険給付を受けることができる者からの請求ではなく「所轄労働基準監督署長の職権」により支給決定される。
- D 労災保険法35条1項カッコ書、労災保険法施行規則46条の22の2、平成13.3.30基発233号。二次健康診断等給付は特別加入者には支給されず、また、一人親方等の特別加入者のうち、住居と就業の場所との間の往復の状況等を考慮して厚生労働省令で定める者（個人タクシー業者等）については通勤災害に係る保険給付が行われない。

雇用保険法【解答】

〔選択式〕〔1〕 （法1条、法20条1項1号、則30条1号）

- A (12) 雇用の継続
- B (18) 生活及び雇用の安定
- C (1) 1年
- D (14) 失業している日
- E (7) 4年

〔択一式〕

〔問 1〕 正解 E 雇用保険法85条。設問の通り正しい。

- A 雇用保険法66条。教育訓練給付に要する費用については、国庫負担はない。
- B 雇用保険法10条1項。失業等給付は、求職者給付、「就職促進給付」、教育訓練給付及び雇用継続給付の「4つ」である。
- C 雇用保険法62条、同法63条。設問のような規定はないので誤り。
- D 雇用保険法12条。高年齢雇用継続給付は失業等給付であるので、所得税及び住民税の課税対象とならない。

国民年金法【解答】

〔選択式〕〔1〕 （法28条1項、法附則9条1項カッコ書、法附則9条の2,1項、
（16）法附則19条4項）

- A（ 9） 60歳以上65歳未満
- B（20） 任意加入被保険者
- C（ 2） 65歳
- D（ 5） 付加年金
- E（15） 老齢又は退職